

●各基本施策の「概要」と「市の現状と課題」(新旧案)

資料 2

| 基本施策<br>記載事項                     | 第3期尼崎市障害者計画(現行)   | 第4期尼崎市障害者計画(改正案)   |
|----------------------------------|---|--|
| 基本施策1: 保健・医療                     |   |  |
| <p>概要<br/>(国の基本計画)<br/>(その他)</p> | <p>■障害のある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実が求められています。</p> <p>■精神障害のある人の入院医療から地域生活への移行を推進するため、保健所や地域の医療機関等との連携促進、地域における適切な精神医療提供体制や社会復帰支援体制の整備が求められています。</p> <p>■障害のある人への医療の提供や支援については、それぞれの特性に応じた適切な対応が重要です。特に精神疾患や難病をはじめ、症状の変化や進行等により状態が不安定な人については支援ニーズも様々であるため、きめ細やかな対応が求められています。</p> <p>■各種健康診査や保健指導の実施により、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期支援に取り組むことが重要です。</p>   | <p>■障害のある人が必要な保健・医療サービスやリハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障害の重度化・重複化の予防やその対応に留意することが求められています。</p> <p>■精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り医療の提供・支援を地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院や地域生活への移行・定着を進めていけるよう、保健所や地域の医療機関等との連携促進、地域における適切な精神医療提供体制・社会復帰支援体制の整備など「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくことが求められています。</p> <p>■障害のある人への医療の提供や支援については、それぞれの特性に応じた適切な対応が重要です。特に精神疾患や難病をはじめ、症状の変化や進行等により状態が不安定な人については支援ニーズも様々であるため、きめ細やかな対応が求められています。</p> <p>■各種健康診査や保健指導の実施により、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期支援に取り組むことが重要です。</p> |
| <p>市の現状と課題</p>                   | <p>□平成25年4月に「第2次地域いきいき健康プランあまがさき(尼崎市地域保健医療計画)」を策定し、地域保健に関連する施策を展開しています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢化の進展等も踏まえ、保健・医療・福祉の連携による地域保健医療の体制づくりを進めていくことが必要となっています。</p> <p>□障害のある人が十分な医療を受けることができるよう、自立支援医療をはじめとする各種医療費の給付を行っています。利用件数については年々増加傾向にあるため、引き続き、安定的な事業継続と適正な給付に取り組んでいくことが必要です。また、行政と医療機関との一層の連携、緊急医療体制や専門的な医療体制の充実が必要となっています。</p> <p>□身体障害者福祉センターやデイケア事業所等において、リハビリ教室、訓練講座の開催等を行っています。リハビリテーション提供体制の充実や児童に対する専門的なリハビリテーションの充実が求められているため、医療機関と連携し、実施に努めていくことが必要となっています。</p> <p>□精神疾患や難病をはじめ、治療を必要とする障害のある人が、適切なタイミングで、適正な治療を受けることができるよう、相談支援や意識啓発等に取り組んでいます。平成23年に精神疾患が5大疾病に認定されるなど、患者数が増加しているとともに、平成27年1月に施行される難病法では、治療対象となる指定難病の数が大幅に増加されるなど、今後も治療を必要とする方やその相談件数は増加することが想定されます。このため、多様化かつ増加する相談等に対応できるよう、支援体制の充実を図ることが必要となっています。</p> <p>□ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防検診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に努めています。また、子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見や早期支援につなげるため、乳幼児健康診査を実施しています。</p> | <p><u>保健・医療・福祉の連携による地域保健医療の体制づくり</u></p> <p><u>各種医療費の給付、医療機関との一層の連携、緊急医療体制や専門的な医療体制の充実</u></p> <p><u>リハビリテーション提供体制や児童に対する専門的なリハビリテーションの充実</u></p> <p><u>精神疾患や難病、治療を必要とする障害のある人に対する適正な治療に向けた相談支援等</u></p> <p><u>生活習慣病の発症や重症化の予防、子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見・支援</u></p>   |

| 基本施策<br>記載事項             | 第3期尼崎市障害者計画(現行)  | 第4期尼崎市障害者計画(改正案)  |
|--------------------------|--|---|
| <b>基本施策2：福祉サービス、相談支援</b> |  |   |
| 概要<br>(国の基本計画)<br>(その他)  | <p>■障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供や相談支援の充実に取り組むことが重要です。</p> <p>■障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別・特性に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が求められています。</p> <p>■障害のある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めることが必要です。</p> <p>■各種のガイドラインの策定及び周知、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談支援業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等、関係機関のネットワークの構築及びその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で必要に応じた相談支援を受けることができる体制の整備が求められています。</p>   | <p>■障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、相談支援の充実に取り組むことが重要です。</p> <p>■障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。</p> <p>■障害のある人の個々の心身の状況・サービス利用の意向・家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成促進や意思決定支援ガイドラインの普及等、障害当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めることが必要です。</p> <p>■各種ガイドラインの周知や相談支援専門員・障害者相談員に対する研修の実施等により、相談支援業務の質の向上を図るとともに、障害種別による専門の支援機関や児童相談所、更生相談所、保健所など関係機関とのネットワークの構築やその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で必要に応じた相談支援を受けることができる体制を整備することが必要です。</p> |
| 市の現状と課題                  | <p>□日常生活において支援が必要な障害のある人に対して、障害者総合支援法に基づき、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や補装具の給付等を行うとともに、必要な情報の提供・助言やその他障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用についての相談支援等を行っています。</p> <p>□障害福祉サービスのうち、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護については、サービス提供事業者や利用者の増加等にもない、支給実績が大幅に増加しています。今後とも障害のある人のニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう、適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上を図り、持続可能な制度の構築に努めていくことが課題となっています。</p> <p>□障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定対象者全員に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成することが制度化されています。本市においては、公表を前提とした支給決定基準(ガイドライン)が未作成であったことや、計画を作成する指定特定相談支援事業所が不足しているなどの課題があるため、早期作成に向けた対応が必要となっています。また、入院・入所している障害のある人に対して、地域生活への移行と定着を進めていくため、これらの支援を行う指定一般相談支援事業所の設置促進を図る必要があります。さらに、相談支援事業が多様化する中、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ密接な連携のもとで対応できる基幹型の総合相談窓口(基幹相談支援センターなど)の設置が求められています。</p> <p>□障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議を行うため、尼崎市自立支援協議会の「あまのくらし部会」、「ガイドライン検討部会」を開催し、当事者をはじめ、福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し検討を進めています。「あまのくらし部会」では、「保護者の高齢化」などにもなる障害のある人の自立生活に向けた支援体制の検討や地域のネットワークづくり等に取り組んでいます。引き続き、「親亡き後」などの地域生活における課題等について検討を進めることが必要です。また、「ガイドライン検討部会」では、障害福祉サービス等の支給決定基準(ガイドライン)の作成等に取り組んでいます。今後、このガイドラインが適正かつ適切に運用されるよう、利用者や事業所等に対する十分な周知・説明や定期的な検証等に取り組むとともに、引き続き、地域生活支援事業に係るガイドラインの作成等についても検討を進めることが必要です。</p> | <p><u>障害福祉サービスの提供や補装具の給付、必要な情報の提供・助言、相談支援等</u></p> <p><u>適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上</u></p> <p><u>サービス等利用計画等の作成、地域移行・地域定着の推進、基幹相談支援センターの設置等</u></p> <p><u>自立支援協議会における協議、障害福祉サービス、移動支援事業のガイドラインの作成等</u></p>   |